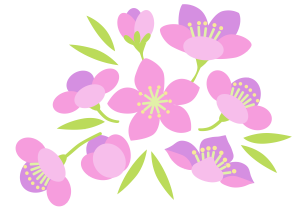


児童発達支援事業



# 芦屋市立すくすく学級

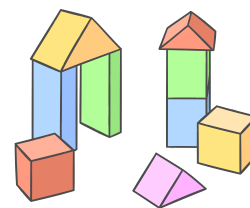


芦屋市 こども・健康部 子育て推進課こども係

## すくすく学級入級案内

「すくすく学級」は、乳幼児健診等で早期療育が必要とされた乳幼児とその保護者を対象に通園の場をもうけて、基本的な生活習慣と集団適応を身に付けるため、保育と訓練及び、総合的な支援を行っています。

1. 実施主体 芦屋市
2. 事業名 児童発達支援事業 芦屋市立すくすく学級
3. 場 所 芦屋市楠町16-1  
TEL 32-9660  
FAX 32-9661
4. 対 象 市内に在住し、早期療育が必要とされたおおむね生後6ヶ月から就学前までの乳幼児とその保護者
5. 療育時間 月曜日から金曜日 9時30分～11時40分
6. 定 員 30名
7. 申し込み 子育て推進課こども係、保健センターにご相談下さい。  
利用に際しては利用契約が必要です。



## ○ 保 育

- ・保護者には、親子での遊びを通して、スタッフと共にお子さんの状態を正しく把握し、発達援助の方法について学んでいただきます。
- ・集団生活を通して、他者とのやりとりや感情表現を育て、地域社会とのつながりを広げていきます。
- ・生活リズムを整え、生活の経験を増やします。



## ○ 発達相談

- ・発達相談員が定期的に個別相談（親子）に応じます。

## ○ 親教室

- ・月2回発達相談員を囲んで保護者の集まりをもちます。
- ・順次、発達相談員が個別相談で保護者の悩みに対応します。

## ○ 進路相談

- ・お子さんの成長に伴い、幼稚園、保育所等への進路を保護者と共に考えます。
- ・親教室で、卒級した保護者のお話を聞く会を催します。

## ○ 個別訓練

訓練士が個別面談のうえ、子どもに合った訓練（月1～2回）を行います。

### ・ 言語療法訓練

ことばの出が遅い子どもや、上手に話せない子どもたちの言葉の訓練です。子ども自身の身体に対する認識と、他者に対する信頼感を育てることを目的とした訓練です。

### ・ 作業療法訓練

ハンモック・ぶらんこ・トランポリン等の遊具を利用し、身体全体を使って動かし、子どもの身体的精神的バランスを発達させるための訓練です。

### ・ 理学療法訓練

障がいの軽減のために必要な訓練、指導を行い身体機能の発達を促します。



## ○ 水浴訓練 <事業所に委託>

- ・月1～2回午後 保健福祉センターのプールで水浴訓練をします。



○ スタッフ

- ・ 所長           ・ 児童発達支援管理責任者           ・ 保育士
- ・ 嘱託小児科医   ・ 嘱託精神科医           ・ 発達相談員   ・ 理学療法士
- ・ 言語聴覚士       ・ 作業療法士

○ 年間行事

4月 ・ はじめの会	9月 ・ 参観日
6月 ・ 遠足	10月 ・ 遠足
7月 ・ セタあそび ・ プールあそび	12月 ・ おたのしみ会 ・ 冬休み
8月 ・ プールあそび           ・ 夏休み	3月 ・ おわりの会           ・ 春休み

- ・ その他，誕生日会，お弁当日，園外保育（公園，保育所交流），水遊び（保健福祉センターのプール）などを行います。
- ・ 毎月の予定は，事前におたよりでお知らせします。



○ 日課

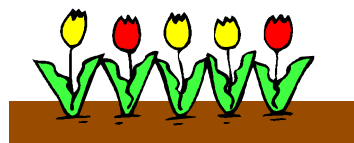
保 育	
9:30	来 級 自由遊び
10:40 頃	片付け 親子あそび 絵本など
11:40	さよなら

- ・ 自由遊びの後に，親子遊び・体操・製作などの設定保育時間を設けています。



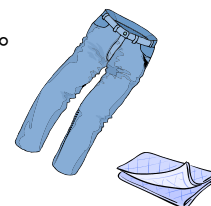
**個別訓練**

訓練面接の結果，こどもに必要な訓練を決定します。  
一人につき，月1～2回行います。1回40分程度です。  
保護者と共に，別室にて訓練を受けます。  
訓練予定は，事前にお知らせします。



## ○服装について

- ・親子共に動きやすく、汚れてもよいものにしましょう。
- ・来級後に着替えていただいても結構です。



## ○持ち物について

- ・個人のロッカーに着替えとスモックを常備して下さい。
- ・毎日、おてふきタオル、お茶を持ってきて下さい。
- ・入級時に、ティッシュペーパーを2箱持ってきて下さい。

## ○保育中の注意

- ・携帯電話の電源は切して下さい。(緊急時の連絡はすくすく学級にして下さい。)
- ・保育士の指示に従ってください。



## ○欠席の場合

- ・欠席や遅れる場合は、午前9時30分までに固定電話、携帯電話に電話いただくか、FAXでご連絡ください。

## ○緊急発令時

- ・午前7時現在、芦屋市に警報が発令されている場合、保育はお休みになります。

## ○実費の徴収について

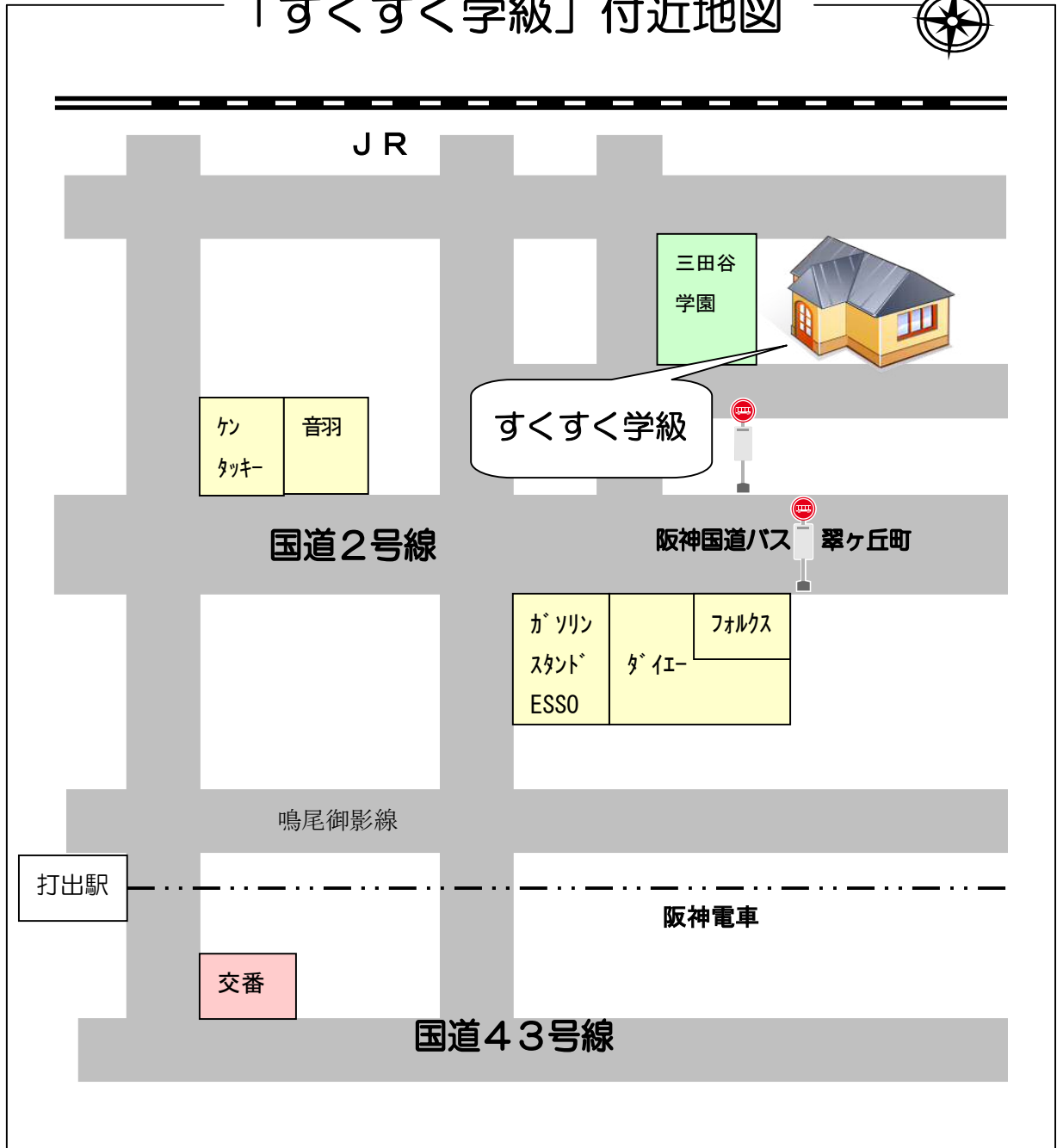
- ・誕生日会のおやつ代等の実費は別途徴収します。



## ○通級手段について

- ・原則として、公共交通機関を利用して下さい。
- ・公共交通機関やタクシーを使われた場合は、1日上限600円の範囲で交通費を扶助します。毎月末に交通費扶助申請書を提出してください。(ただし、タクシーを利用された場合は、領収書が必要です)
- ・自家用車の利用は、未歩行児のいる方を優先しています。マイカー利用時は、すくすく学級前の東西方向の道路に駐車しないで下さい。(すくすく学級開設時に、近隣の方と「路上駐車等で迷惑をかけない」事を約束しています。)

# 「すくすく学級」付近地図



## 児童発達支援事業

### 芦屋市立すくすく学級

〒659-0015

芦屋市楠町16番1号

電話 0797-32-9660

FAX 0797-32-9661

携帯 080-8348-4171

- \* 阪神打出駅より徒歩15分程
- \* JR 芦屋駅より東へ徒歩20分程
- \* JR さくら夙川駅より西へ15分程
- \* 阪急夙川駅より西へ徒歩15分程

(芦屋市こども・健康部子育て推進課)

電話 0797-38-2045